

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第71号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成29年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	単位	基準額（円）	区分	単位	基準額（円）
電光表示装置設備	(略)	1,260	電光表示装置設備	(略)	1,050
放送設備		620	放送設備		520
照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,260	照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,050
照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,520	照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,100
競泳競技用備品	(略)	1,260	競泳競技用備品	(略)	1,050
アーティスティックスイミング競技用備品		1,260	アーティスティックスイミング競技用備品		1,050
水球競技用備品		1,260	水球競技用備品		1,050
水中モニターシステム		1,260	水中モニターシステム		1,050
スパッティング	(略)	610	スパッティング	(略)	510

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。